

潮谷寺所蔵文書「船法度」

黒木豊文

(会員 佐伯市大手町)

船法度

一、寄り船・流れ船は、その在所の神社仏寺の修理たるべき事。もしその船に乘る者あるにおいては、すなわち船主の進退たるべき事。

一、湊において繫船損じたる時は、その所より濡れたる物を干し、船頭へ渡すべき也。そのため帆別班役、湊を乞うたる上は國主のため違乱べからず事。

一、繫船、許多これあらば大風ならば、その村より加勢を仕り候う旨、先ず風上なる船を加勢すること尤も也。風下の船ありといふとも、風上の船懸けらば諸々の船繫ぎとむべからず。もし風上の船おのずと綱を切り風下の船に流れ懸かり、二船共に損なるは、風下の船に分けて風上の船存分これあるべき事。

一、沖走る時、風下の船に乗り懸け、つき沈む時は風上の船に一人なりとも損したる船より乗り移りたらば風

一
寄り船・流れ船は、その在所の神社仏寺の修理たるべき事。
もしその船に乘る者あるにおいては、すなわち
船主の進退たるべき事。

一
湊において繫船損じたる時は、その所より濡れたる物
を干し、船頭へ渡すべき也。そのため帆別班役、
湊を乞うたる上は國主のため違乱べからず事。

一
繫船、許多これあらば大風ならば、その村より加勢を
仕り候う旨、先ず風上なる船を加勢すること尤も也。
風下の船ありといふとも、風上の船懸けらば諸々の船
繫ぎとむべからず。もし風上の船おのずと綱を切り風
下の船に流れ懸かり、二船共に損なるは、風下の船に
分けて風上の船存分これあるべき事。

一
沖走る時、風下の船に乗り懸け、つき沈む時は風上の
船に一人なりとも損したる船より乗り移りたらば風

上の船、捨て材たるべき事。

一、本船枝船の時、本船の荷物を捨て、枝船の荷つつがなき時は、舟配当あるまじき事。

一、その故は、親の出路かは子に懸かり、子の出路かは親に懸かる事これなき也。但し、最前船元の積合いの時、先に乗衆約束の上、以て沙汰あるべき事。

一、船を盜まれ、あるいは賊に船をとられ、北国の船は西國にあり、西國の船は北国にこれ有るといえども、この船を買い取り廻船すべからず事。もし荷を積み廻船出でこれあるは、船主見合いにこの船を取り返し、船頭も迷惑たるべき事。かわらに付きたる沙汰はたとえ親子の間にも不覚たるべき事。

一、借り船をして、もしその船の損じたりといふとも、借り人わきまえざるべき事。但し、船床をすたさず船主の分別なきところを、押して出船仕り、その船損じたる時は、借人の乞うてわきまえる事。但し、最前の約束たるべき事。

一、借り船をして、その船出くわしたる時は、借人緩めたるべき事。但し、船付これあるにおいては、借人の乗り違い及ばざる事。但し、船付のもの漸々に断り候う

たるべき事。

處に借人の油断においては乗り遣あるべき事。

一、梶柱損じたる時は、借人の弁えたるべき事。但し、借り請けのとき梶柱に疵これある由、船主に断りたるは、弁うに及ばざる事。

一、網を切らしたる時は弁うに及ばざる事。但し、瓦はづして落ちたらば、これ弁うべき事。

一、諸道具積取りたる時の注文に引き合い渡すべき事。
一、湊にて乗衆・船衆、出船を望むというとも、船頭すすむべからず事。乗衆・水夫思案のところに船頭進めて出船をして、もしその船、乗り遣り候う時は、船頭の見廻、過つべからずの事。

一、荷物濡れたる時は船頭弁うべき事。但し、沖にて大風・大波・大雨の時は濡れたる物は、緩に咎あるべからずたるべき事。

一、湊の内にて雨降りなどに濡れたるものは、船頭の弁えたるべき事。

一、船中に過分に荷物捨てたる時は、水夫相除くべき事。

一、荷を捨てたるときは、その船にも配当懸けるべき也。

故は船たすかる時は船を配当に入るべき也。

一、荷物を積み合う時、荷物をして行く先にて配当これある時は、先にての積物の売値にして配当なり。

一、荷を捨て行く所にも行かず乗り戻し、配当これある在所の買う所の値を引き配当すべき也。

一、荷を捨て行く所にも郷へも戻らず、中途にて配当せば、その所の売値たるべき事。

一、船子、荷を積み船改めに積日記を以て渡さぬものはたとい金銀たるといふとも、惣ての配当に入るべからず事。

一、積日記を船改めに渡すときは、乗衆いすれも加判これある事。これにはずれたるものは賄いも配當に入れざる也。但し、船中ちんけんの上を以て残りたる時は、積日記に入らすといふとも配當に入るべき事。捨てりたる時かつて入るべからざる事。

一、船をかりて戻りにも運賃を取りたる時は、三ヶ一は船頭の進退たるべき事。但し、かりて請けの時、戻りの荷物までも積む由、断りたれば三ヶ一に及ばざる事。船を借り、借し船改めに行先にて召す事これあり。船を

損じさせて命を助けたる時は、たといその内一人のものは金銀をたばさみたりと、惣より色々乞いたるべからざる事。

一、粉米を積合いたる時、荷を捨てたる時節、からもの積みたる荷主我唐物を捨てたらば、粉米に配當懸くべからず事。あわてて粉米積荷主は船改め、或いは水夫かの唐物を捨てたる時は勿論、配當に入るべき事。唐物積たるは粉米を捨てずして、我唐物を捨てたるという時は、何を内には包みて、磨きものと申すとも知らずと、いう沙汰これある故なり。

一、船を借りすべて炮る時、舟を焼きわりたる時は、借り主弁ずべき事。

一、荷を積みて、あるいは沖にて、或いは火を出したる時は、沖にて大風に船を捨てたると同じ沙汰たるべく、但し、火を出したる者越度たるべき事。

一、船に荷を積みて水夫取り迎え仕りたる時は、船改め弁えたるべき事。但し、水夫を揚げ荷主に渡したる時は、たとい取り迎えの者陳べたりとも船頭の弁えに及ばず事。

一、船を借り候つて、借人より相違候はば、舟賃約束のま

ま相渡すもの也。その時は右の舟上下仕り戻る間程、右の舟すえ置く也。但し、本船主内談にて少しの礼物を以て相済み候はば、右の舟何方へなりとも差し回すべき事。

一、船を借り候う時、借し人より相違候はば、右の船程なるをかり替え相渡し、船を請け取るべきもの也。

右、三十一ヶ条の儀、貞応二年（一二二三）癸未三月十六日、兵庫辻村新兵衛、土佐浦戸篠原孫左衛門、薩摩房之津飯田備前、天下に召し出され「舟の法」御尋ねの時、申し上げ、御礼判遊ばされ候うもの也。理を捨てる法はあれども法を捨てる理はあるべからず。この三十一ヶ条の外にも舟の沙汰これあるにおいては、三十一ヶ条の沙汰引き合ひ、似たるをもつて沙汰仕るもの也。

弘治元年（一五五五）乙卯三月廿一日

船を借り候う時は借し人より相違
右の舟すえ置く也

船を借り候う時は借し人より相違
右の舟すえ置く也

弘治元年乙卯三月廿一日